

○西都市ひなた暮らし移住支援金交付要綱

令和元年10月21日

告示第189号

改正 令和2年5月25日告示第106号

令和3年3月26日告示第58号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への移住・定住の促進及び地域における人材確保を目的として、宮崎県外から本市に移住して就業又は起業した者に対し、予算の範囲内でひなた暮らし移住支援金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 ひなた暮らし移住支援金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、宮崎県ひなた暮らし実現応援事業実施要領（令和元年7月19日付け宮崎県総合政策部中山間・地域政策課制定。以下「県要領」という。）に規定するひなた暮らし移住支援金の支給要件を満たす者（当該者が同一世帯に2人以上いる場合にあっては、当該者のうち、いずれか1人に限る。）とする。

(支援金の額)

第3条 ひなた暮らし移住支援金の額は、次の各号に定める額とする。

- (1) 単身での移住の場合 60万円
- (2) 2人以上の世帯での移住の場合 100万円

(交付申請)

第4条 ひなた暮らし移住支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西都市ひなた暮らし移住支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き本人確認書類の写し
- (2) 移住元の住民票の除票又は戸籍の附票の写し。ただし、2人以上の世帯にあっては、全ての世帯員のものとする。
- (3) 転入後の住民票の写し。ただし、2人以上の世帯にあっては、全ての世帯員のものとする。
- (4) ひなた暮らし移住支援金の振込を希望する預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (5) 宮崎県外で勤務していた企業等の就業証明書又は開業届出済証明書及び個人事業等の納税通知書の写し

- (6) 宮崎県外の大学等に通学していた者にあつては、卒業証明書等在学期間や卒業校を証する書類
- (7) 就職・起業移住支援事業の場合は、就業証明書（様式第2号）又は宮崎県地域課題解決型起業支援事業実施要領（令和元年7月1日付け宮崎県商工観光労働部商工政策課制定）に基づく起業支援金の交付決定通知書の写し
- (8) 本市と関わりを有する者（以下「関係人口」という。）にあつては、関係人口であることを証する書類
- (9) 農林漁業等就業移住支援事業の場合は、就業を証明する以下の書類
- ア 個人経営事業所への就業にあつては、当該事業所の就業証明書及び県要領別表1に掲げる各支援策又は市長が別に定める各支援策（以下「支援策」という。）の支援策活用証明書（様式第3号）若しくは当該支援策の交付決定の写し
 - イ 市長が地域コミュニティの維持に資すると認める事業への起業にあつては、起業承認書（様式第4号）
 - ウ 農林漁業自営就業にあつては、支援策活用証明書又は当該支援策の交付決定の写し
 - エ 事業承継にあつては、事業承継支援証明書（様式第5号）及び事業承継の成立を証する書類
 - オ 農林漁業の研修受講後に申請する場合にあつては、農林漁業研修受講証明書（様式第6号）
- (10) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類
- （一部改正〔令和2年告示106号・3年58号〕）
- （交付決定の通知）

第5条 市長は、前条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは西都市ひなた暮らし移住支援金交付決定通知書（様式第7号）により、不適当と認めたときは西都市ひなた暮らし移住支援金不交付決定通知書（様式第8号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により適当と認めたときは、当該申請者に対し、速やかにひなた暮らし移住支援金を支給するものとする。

（一部改正〔令和2年告示106号〕）

（届出の義務）

第6条 移住支援金の交付の決定を受けた者（以下「支援対象者という。」）は、申請し

た事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

(報告及び立入調査)

第7条 市長は、ひなた暮らし移住支援金の交付について適切な実施等を確保するために必要があると認めるとき又は宮崎県知事から要請を受けたときは、支援対象者に対し、ひなた暮らし移住支援金の交付に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(返還請求)

第8条 市長は、支援対象者が県要領に規定する移住支援金の返還要件に該当する場合は、当該ひなた暮らし移住支援金の交付を受けた者に対し、ひなた暮らし移住支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして市長及び宮崎県知事が認めた場合は、この限りでない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、ひなた暮らし移住支援金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和2年5月25日告示第106号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日告示第58号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の西都市ひなた暮らし移住支援金交付要綱の規定は、施行日以後に本市に転入した者について適用し、施行日前に本市に転入した者については、なお従前の例による。